

豊明市立保育所給食調理業務委託提案審査実施要領

趣旨

豊明市の保育所給食業務を実施するにあたり、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー等への配慮など、調理業務の安全・衛生、栄養等の質の確保が責任もって遂行できる者に委託するものである。

業務の責任遂行能力に重点を置き、提案方式による審査の必要性を判断するものとする。

重点事項

- ・業務遂行体制
- ・調理に対する安全性
- ・保育所給食に対する理解度
- ・非常事態時に対する考え方と対応能力 など

参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、参加資格確認後に資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格（および交渉権）を取り消す場合がある。

- (1) 豊明市入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 本プロポーザル実施公表の日から契約締結までの間において、豊明市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本プロポーザル実施公表の日から契約締結までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (6) (5) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (7) 法人税、消費税および地方消費税等を滞納していないこと。

見積金額

- ・館・南部保育園は令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 1 年契約とし、月額明細及び合計金額を記載すること。

提案上限額

35,297,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

本プロポーザルに関する質問受付及び回答方法

（1）提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時まで

（2）提出先

豊明市役所 こども保育課

（3）提出方法

質問書（任意）を作成し、電子メールにて提出すること。

※提出後、こども保育課に電話にてその旨を伝えること。

（4）回答方法

質問事業者名は非公開とし、市ホームページで回答する。なお、プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

（5）回答予定日

令和8年7月1日（水）

提案書に関すること

・仕様書による給食調理業務委託提案書 10部

記述内容は、別紙「企画提案書作成に関すること」によること。

また、用紙はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、ページ数は表紙及び「12 見積書」を除き、15枚以内（両面印刷可）とする。

参加申込書及び提案書提出期日

令和8年7月15日（水） 午後5時まで

提出場所

豊明市役所 こども保育課（新館2階）

プレゼンテーションに関すること

実施日時：令和8年7月29日（水）（予定）

場 所：豊明市役所

※日時等の詳細は、提案書の受付後に別途お知らせすることとする。

※プレゼンテーションは、30分以内とする。

（提案書による説明を15分、市からの質問を10分、準備と撤収を5分）

なお、当日は1業者計3名までの参加を認める。

費用

提案書等の作成、及びプレゼンテーションに係る経費は参加者の負担とする。
なお、プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合には、電源のみ借りることができることとする。

その他

- ・ 審査結果については、結果にかかわらず全提案審査参加事業者あてに連絡するものとする。
- ・ 審査結果については、豊明市ホームページにも公開する。なお、評価結果の詳細は公開しない。
- ・ 提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う。ただし、提案者が3者を超えた場合、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。
- ・ 提出書類は採用又は不採用に関わらず返却しない。なお、豊明市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- ・ 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。ただし、豊明市の求める最低水準（評価点の合計の6割）に達していないと判断された場合は契約を行わない場合がある。
- ・ 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

<問い合わせ先>

豊明市 健康福祉部 こども保育課 保育係

【住所】〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

【電話】0562-92-1120 【FAX】0562-92-1168

【e-mail】hoiku@city.toyoake.lg.jp